宿泊分野における特定技能外国人制度の概要

資料2

国土交通省 観光庁

- 平成30年12月に出入国管理及び難民認定法の改正により、新たな在留資格として特定技能１号（最長５年間在留可）が創設され、宿泊業を含めた14業種（現在16業種）が対象となった。平成31年４月に改正法が施行され制度開始。
- 令和７年６月末時点で1,265名が特定技能１号の在留資格保有。
- さらに、令和５年６月に、特定技能２号（在留期間の更新上限なし・家族帯同可）の対象分野に宿泊業が追加された。

特定技能外国人の業務内容

○宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務

フロント業務

- チェックイン/アウト、周辺の観光地情報の案内、ホテル発着ツアーの手配　等



企画・広報業務

- キャンペーン・特別プランの立案、館内案内チラシの作成、HP、SNS等による情報発信　等



接客業務

- 旅館やホテル内での案内、宿泊客からの問い合わせ対応　等





レストランサービス業務

- 注文への応対やサービス（配膳・片付け）、料理の下ごしらえ・盛りつけ等の業務　等



